

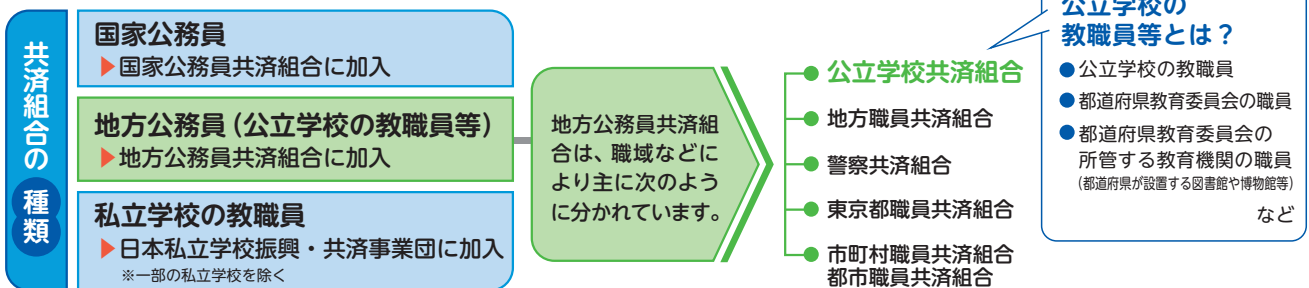
新しく組合員となられた皆さまへ

公立学校共済組合のご案内

公立学校共済組合は、公立学校の教職員等とそこご家族の「生活の安定」と「福祉の向上」のため、皆さまが安心して仕事に取り組める環境を整えることを目的として、3つの事業を行っています。

公立学校共済組合は地方公務員共済組合の一つです

公立学校の教職員として採用されると、その雇用形態により、地方公務員の社会保険制度である地方公務員共済組合に加入することになります。公立学校の教職員等として採用された皆さまは、地方公務員共済組合の一つである**公立学校共済組合**の組合員(加入者)になります。



組合員証(健康保険証)



が交付されます

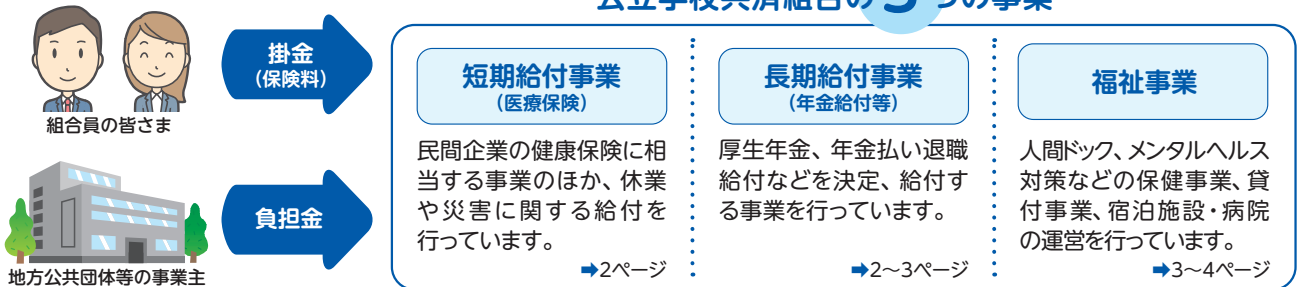
公立学校共済組合に加入すると、支部^(注)から「組合員証」が交付されます。組合員証は、組合員(加入者)であることを証明するものですが、公的な医療保険制度に加入していることを示す証明書(健康保険証)でもあります。医療機関等で診療を受けるときに必要なものですので、大切に保管してください。また、被扶養者に認定されたご家族がいる組合員には、「被扶養者証」も交付されます。

(注) 公立学校共済組合の事務所は、「本部」と各都道府県の教育委員会内に置かれた「支部」があります。本部は当共済組合の事業の統括をしており、支部は組合員の皆さまの窓口となっています。

3つの事業を柱としています

当共済組合が実施する各事業は、組合員の皆さまが負担する「掛金(保険料)」と、地方公共団体等の事業主が負担する「負担金」により運営されています。

公立学校共済組合の3つの事業



皆さまが負担する掛金(保険料)

掛金(保険料)は月ごとに負担していただき、毎月の給与から控除されます。その額は、標準報酬月額に基づき、事業ごとに掛金(保険料)率を用いて算定します。



組合員とその被扶養者の皆さまが病気やけがのため病院等で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行っています。請求手続きが不要な給付と、請求手続きが必要な給付があります。

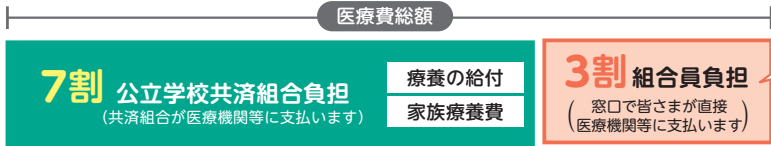


医療機関等の窓口で組合員証(被扶養者証)を提示し、診療を受けたときの給付

請求手続き
不要

一般的な例

(所得、年齢によって負担割合が変わります)



窓口での自己負担が一定額以上になったときは、高額療養費や一部負担金払戻金、家族療養費附加金が自動で給付されます。



請求手続き
必要

請求手続きが必要な主な給付

給付金を請求するときは、所定の請求書に必要な書類を添えて、所属している支部へ提出してください。給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなります。

病気になったとき

療養費(家族療養費)

やむを得ない理由で組合員証(被扶養者証)を使わず医療費の全額を支払ったとき

移送費(家族移送費)

症状が重く緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

出産したとき

出産費(家族出産費)

死亡したとき

埋葬料(家族埋葬料)

休業し、給与が減額されたとき

傷病手当金

公務によらない病気やけがで休業したとき

出産手当金

出産に伴い休業したとき

休業手当金

家族の病気やけがなどの理由により欠勤したとき

育児休業手当金

育児休業したとき

介護休業手当金

介護休業したとき

災害にあったとき

災害見舞金

非常災害で住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金(家族弔慰金)

非常災害で死亡したとき



制度の詳細、支給要件、請求手続きなどについては、所属している支部のホームページや広報誌をご覧ください。

支部一覧はこちら➔

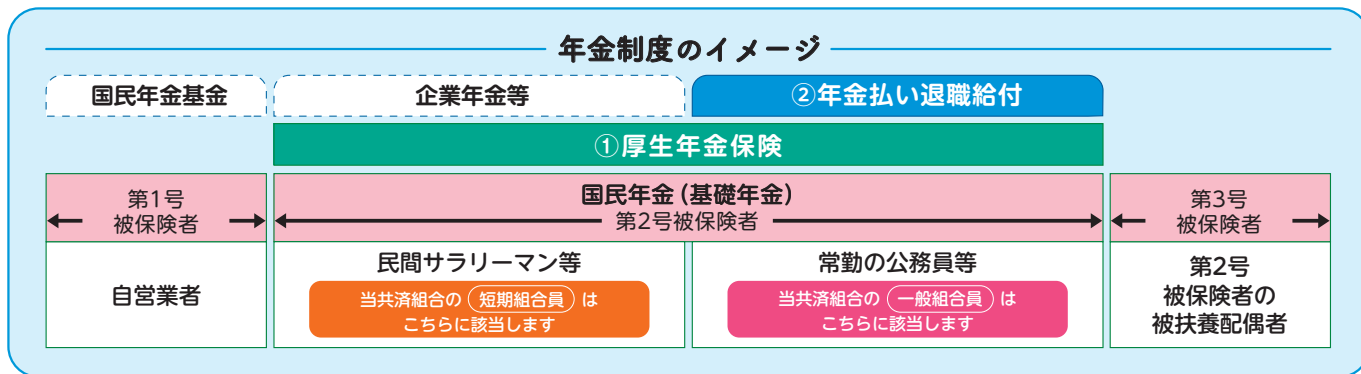


組合員が加入している公的年金制度のうち ①厚生年金保険給付 と ②年金払い退職給付 を決定・支給しています。組合員とその遺族の皆さまに年金や一時金を支給しています。

公的年金制度には、全国民共通の **国民年金(基礎年金)** と公務員や民間サラリーマンが加入する **厚生年金保険** があります。

また、国民年金や厚生年金保険を補完するものとして、**年金払い退職給付** (正式名称：退職等年金給付) など上乗せ部分の年金があります。当共済組合の一般組合員は国民年金、厚生年金保険、年金払い退職給付の3つの制度に加入しています。なお、短期組合員は長期給付事業は適用されないため、日本年金機構に保険料を納付し厚生年金に加入します。

年金制度のイメージ



①厚生年金保険給付 と ②年金払い退職給付 の種類

- ①厚生年金保険給付: 老齢厚生年金, 障害厚生年金, 障害手当金, 遺族厚生年金
- ②年金払い退職給付: 退職年金, 公務障害年金, 公務遺族年金



詳しくはこちら→



共済組合における 厚生サービス

福祉事業

一般組合員

短期組合員

組合員とそのご家族の皆さまの福祉を増進するため、次の4つの事業を行っています。



保健事業

組合員とその被扶養者の皆さまの心と体の健康づくりのための事業(人間ドック、メンタルヘルス相談等)のほか、各種事業を行っています。

健康管理事業

詳しくはこちら→



特定健診等事業 特定健康診査、特定保健指導(40歳から74歳までの方が対象)

健診事業 人間ドック、器官別検診

健康づくり事業 健康教育(セミナーなど)、健康指導、健康相談、メンタルヘルス相談

一般事業

詳しくはこちら→



保養関係 宿泊施設利用補助等

体育関係 各種のスポーツ大会の支援等

教養・文化関係 各種の教養・文化行事の開催等

へき地組合員関係 へき地組合員を対象とした事業

その他 福祉保険制度等

貸付事業

組合員の皆さまを資金面でサポートするための貸付制度をご用意しています。臨時に資金が必要になったときは、目的に応じた貸付けをご利用いただけます。



詳しくはこちら→



〔宿泊事業〕

温泉やおいしい料理が楽しめる宿泊施設（公立共済やすらぎの宿）を全国で経営しています。

組合員およびご家族の方（配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹）は、組合員料金でお得にご利用いただけます。



公立共済やすらぎの宿ホームページ
<https://www.kourituyasuragi.jp/>



〔医療事業〕

より高度な医療サービスを行うとともに保健事業とも連携した健康管理を進めるため、福祉事業の一環として全国に8つの直営病院を運営しています。一般的な診療のほか、人間ドック、特定健康診査など、疾病の予防対策も行っています。



詳しくはこちら➔

組合員種別について

令和4年10月から

一般組合員とは？

主に、フルタイムで勤務している常勤職員の方^(注1・注2)が該当します。共済組合が実施する全ての事業（長期給付事業・短期給付事業・福祉事業）が適用されます。

(注1) 臨時的任用の方を除きます。

(注2) 2か月以内の期間を定めて雇用される方は、共済組合の組合員には該当しません。

短期組合員とは？

次の勤務形態の非常勤職員の方が該当します。また、常勤職員の方のうち、臨時的任用の方は短期組合員となります。共済組合が実施する事業のうち、短期給付事業と福祉事業が適用されます。長期給付は第1号厚生年金（日本年金機構）に加入します。

短期組合員

適用

適用外

短期給付事業

福祉事業

長期給付事業

勤務形態

- 常勤職員の所定勤務時間以上勤務している方で、勤務期間の見込みが2か月を超える方^(注3・注4)
- 1週間の所定勤務時間および1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の方であって、勤務期間の見込みが2か月を超える方^(注3)
- 左記以外の方であって、次の条件を全て満たしている方
 - ▶ 1週間の所定勤務時間が20時間以上
 - ▶ 勤務期間の見込みが2か月を超える^(注3)
 - ▶ 報酬月額8万8千円以上
 - ▶ 学生でない

(注3) 2か月以内の勤務期間を定めて使用される方のうち、当該期間を超えて使用されることが見込まれる方、または、当該期間を超えて引き続き使用されるに至った方を含みます。

(注4) 常勤職員の所定勤務時間以上勤務した期間が12か月を超えるに至った方で、12か月を超えて勤務後も引き続き常勤職員の所定勤務時間以上勤務見込みの方は、一般組合員となり、長期給付も適用されます。

当共済組合のホームページでは、各事業に関するご案内や、組合員の皆さまに向けた最新のお知らせなど、組合員の皆さまに役立つ情報を多数掲載していますので、是非ご活用ください。



公立学校共済組合

<https://www.kouritu.or.jp/>

